

宮崎市伐採及び伐採後の造林の届出等に関する事務取扱要領

【添付書類一覧】

令和5年1月1日改正

添 付 書 類		備 考	
1	伐採及び伐採後の造林の届出等に関するチェックリスト	必須	
2	伐採地が特定できる書類	必須	
	位置図 法務局発行の字図 (原則、発行から3ヶ月以内のもの)		
	地籍測量図等	実測による伐採の場合	
3	搬出経路等を示した図面(主伐の場合)	搬出計画図 (林道、作業道、集材路及び土場等を明記した図面。別図参照。)	必須 ただし、「2伐採地が特定できる書類」に必要事項を明記できる場合は、提出を省略可。
4	土地所有者が確認できる書類	登記簿謄本、要約書等 (原則、発行から3ヶ月以内のもの)	必須
5	森林所有者等の住所が確認できる書類	住民票等 (原則、発行から3ヶ月以内のもの)	必須 ただし、※森林所有者等本人が窓口で提出する場合において、身分を確認できるもの(運転免許証等)で本人及び住所を確認できる場合は、省略可。
6	隣接土地(森林)所有者と境界確認をしたことが確認できる書類	境界確認書(様式16号)、立会い写真、境界保全状況の写真等	市長が必要と認めた場合。 ただし、以下の場合は必須とする。 ・無届伐採等による行政指導を受けた場合。
7	地元関係団体との協議 ・地元自治会 ・土地改良区・水利組合等	協議報告書等 (原則、協議日より6ヶ月以内のもの) ※届出時の地元関係団体の現代表者と協議したものを添付すること。	必須 ただし、市長が必要ないと認めた場合を除く
8	関係施設管理者との協議 ・作業路、土場等土地所有者	承諾書、許可証等の写し	市長が必要と認めた場合
9	その他市長が必要と認める書類	・誓約書 ※「登記名義人の死亡」と「登記名義人と誓約書提出者の関係」を確認できる書類(戸籍謄本等)を添付すること ・立木の売買契約書 ・土地の売買契約書等	登記簿謄本等に記載されている所有者と伐採後の造林の権原を有する者が異なる場合

※「6 隣接土地(森林)所有者と境界確認をしたことが確認できる書類」のうち、森林の伐採に関する行政指導を受けた場合の規定については、提出しなければならない期間については以下のとおりとし、その回数については指導書を発送する年度から過去3カ年間を通算する。

- ・1回の行政指導では、指導書発送日から6ヶ月とする。
- ・2回の行政指導では、指導書発送日から1年間とする。
- ・3回の行政指導では、指導書発送日から市長が必要と認める期間までとする。

※「9 その他市長が必要と認める書類」のうち誓約書、戸籍謄本の添付については、下記のとおり運用する。

(1) 「伐採後の造林の権原を有する者」が死亡している場合には、相続人全員の連名もしくは同意書の提出を原則とする。ただし、相続人が複数おり、関係書類の全員分の提出が困難である場合には、相続人の代表者が相続人全員の同意を得たうえで、誓約書を添付して「伐採等届出書」を提出することができるものとする。

この場合においては、「伐採後の造林の権原を有する者」が死亡していることを確認できる書類及び相続人代表者との相続関係を証明する書類(戸籍謄本等)を添付するものとする。

(2) 共有林の伐採については、民法の規定により共有者全員の同意が必要なため、共有者(相続人)全員の連名もしくは同意書を提出することとする。

この場合において、共有者(相続人)が申請する場合においては、各共有者(相続人)について(1)の「ただし書き」の運用に準ずることができるものとする。

なお、共有者(相続人)が不確知により全員での申請ができない場合には「共有者不確知森林制度(森林法第10条の12第1項第2号)」を活用するものとする。

(3) 筆界未定地については、伐採面積や範囲が確定できず書類不備となるため、隣接森林所有者全員の同意書もしくは境界確認書の提出(様式第16号)を必須とする。ただし、境界不確定区域の森林全ての「伐採等届出」が届出された場合には、森林所有者間の同意があったものとして取り扱う。